

様式 2

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) (5) 人身取引への対策の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

<主な施策の取組状況>

ア 人身取引対策計画の積極的な推進

- ・ 入国管理局等の関係機関と連携しつつ、水際での取締り及び悪質な雇用主等に対する取締りの強化、被害者の早期保護並びに国内外の人身取引の実態解明を図る、関係国の大使館、被害者を支援する民間団体等との間でコンタクトポイント会議を開催して緊密な情報交換を行う等により、人身取引への対策を推進した。

イ 関係法令の適切な運用

- ・ 刑法（人身売買罪）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（接客従業者の生年月日、国籍、在留資格等の確認義務違反）等の関係法令を適切に運用し人身取引に係る取締りを徹底している。
- ・ 少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名による事件情報の通報を受け、これを警察に提供して捜査等に役立てることを目的とした「匿名通報ダイヤル」の運用を開始するなどした。

<評価>

上記取組により、男女共同参画基本計画の要請を満たしていると評価できる。

2 今後の方向性、検討課題等

引き続き、人身取引対策行動計画に沿って関係機関との連携及び関係法令による取締りの徹底を図る、匿名通報ダイヤルを継続的に運用する等により、人身取引への対策を推進する。

3 参考データ、関連政策評価等

<参考データ>

○ 人身取引事犯の検挙件数・検挙人員

平成 20 年 36 件 33 人（被害者は 6 ヶ国・地域 36 人を確認）

平成 19 年 40 件 41 人（被害者は 5 ヶ国 43 人を確認）

平成 18 年 72 件 78 人（被害者は 5 ヶ国・地域 58 人を確認）

○ 人身売買罪の検挙件数・検挙人員

平成 20 年 2 件 6 人

平成 19 年 8 件 9 人

平成 18 年 10 件 23 人

○ 風営法違反（接客従業者の生年月日、国籍、在留資格等の確認義務）の検挙件数・検挙人員

平成 20 年 233 件 10 人

平成 19 年 146 件 16 人

平成 18 年（5～12 月） 50 件 60 人

※ 検挙人員については、同一人が数罪を犯し、又は数人が数罪を犯した場合、法定刑の最も重い罪（法定刑が同じときは主たる罪）につき 1 人又は数人として計上

<関連政策評価>

- 平成 20 年実績評価書（平成 21 年 7 月国家公安委員会・警察庁）